

## 告知事例

社団 JB 日本接骨師会  
接骨院・整骨院の患者相談ダイヤル運営委員会

### 〔趣旨〕

本ダイヤル運営委員会は、次の事案（以下、「本件事案」という）を患者相談ダイヤル運営規則第 4 条の一般「告知事例」として、事例関係者の実名を伏して社団 JB 日本接骨師会ホームページの「相談内容」欄に掲示する方法をもって公表することが相当であると決定しこれを公表する。

柔道整復師各位は、本件事案を「患者様と施術者間の信頼関係」の保持・増進の一つの参考事例にして下されば幸いです。

### 〔本件事案の概要〕

- 1) お灸をするためにうつ伏せになったときにタオルをズボンに押し込まれた。タオルを押し込む必要があったのか。
- 2) 仰向けの状態でズボンを天井側に引き上げ、その隙間から顔がズボンの中に入るか入らないかの距離で覗き込まれた。
- 3) 楽トレをお試しで行ったときに、毛布を掛けずにお腹が出ている状態にされ、ずっと見られた。
- 4) 腰につける吸盤の位置がお尻の上部にかかっていた。それを女性の従業員が外すときにこんな位置につけてすみませんと謝られた。吸盤の位置が適切ではなかったのではないか。
- 5) うつ伏せのマッサージのときに、両手でお尻を何回も押されて横からもぎゅっと触られた。

上記のことを後日聞いたところ、触った？触れたんじゃないかと問われた。その後、「施術として殿部に触れたのはあると思いますが、施術の一部として他の方にもしていることなので、それがいやらしく触られたと感じられたのであれば申し訳ないです。不快な思いをされたのであれば申し訳ありません。皆さんに服の上から触れる場合は許可を取っていません。以後このような場合は、説明してから施術を行うよう改善致します。」と連絡があった。弁明はしているが、触ったことに対する納得のいく謝罪がされなかった。

### 〔柔道整復師の回答〕

- 1) お灸をする際ズボンがめくれ上がって服に火がついたりずれたりしないように、タオルをズボンに押し込みます。
- 2) 電気を腸腰筋にあてる際など、ズボンをあげたりする事はあるが、のぞきこんだりはしないし、したくもない。
- 3) お腹の EMS をする際、必ずお腹の動きをチェックするために見ます。
- 4) 適切であったと思う。
- 5) ただのマッサージ。

患者様に対して、メールで不快に思われた事はあやまりましたが、故意にしたことではないので、やったことにはあやまっています。

〔告知事項〕

- 一．貴殿は回答にて自身の施術の正当性を述べておりますが、施術を受けた相談者はそれらの行為に対し異なる印象を受けた旨の申し出がありました。患者にそのような印象を与えたことを真摯に受け止め、常にこれまで以上に懇切丁寧な対応を心掛けてください。
- 二． 3) の EMS の動きを見る際にはカーテンも開けばなしであったとのことです。身体の一部を露出する際は施術環境にも十分な配慮が必要です。
- 三． 5) についてはただのマッサージと回答しておりますが、相談者はお尻を触られたと認識しています。誤解をまねかないために、施術前に効果・内容を具体的に説明し、患者の十分な納得を得て施術を行うことが強く求められます。
- 四． 専門治療家であることを自覚し、自己の患者に向けての言動は柔道整復業の社会的信用に重大な影響を与えるものであることにも留意して、患者及びその家族らに誤解を与えることのないように十分に配慮されて、専門職業のもつ社会的責任を再確認されて施術に臨んで下さい。

以上